

		公正証書遺言	自筆証書遺言	秘密証書遺言
秘密度		△	○	○
作成方法		公証人が記述	全文自筆	代筆、ワープロも可
主な要件		証人による内容確認、署名・押印など	日付・氏名を自署、押印	遺言者の署名・押印 同一印で封印
障害	文字が書けない	○	×	○
	口が不自由	○	○	○
証人 (未成年者や推定相続人は不可)		2人	×	2人
公証役場での手続		○ (注1)	×	○
保管場所		公証役場	遺言者が決める	遺言者が決める (注2)
費用	公証役場	相続財産の価額に応じて決定	×	11,000円
	証人の日当 (1人当たり)	5,000～ 15,000円程度		5,000～ 15,000円程度
家庭裁判所による検認		×	○	○
必要書類等	遺言者本人	戸籍謄本	/	/
		実印・印鑑証明書		
	財産受取者が相続人	遺言者と相続人の関係が分かる戸籍謄本		
	財産受取者が相続人以外	受取者の住民票		
	相続財産が不動産	登記簿謄本		
		固定資産税納税通知書 または固定資産評価証明書		
	相続財産が預貯金	通帳		
	遺言執行者を指定する場合	遺言執行者の氏名、生年月日、住所、職業の確認ができる資料		
遺言者が証人を手配する場合	証人の氏名、生年月日、住所、職業の確認ができる資料			

(注1) 公証人が遺言者のもとに出向いて公正証書を作成する場合は、手数料が加算されるほか、公証人の日当や証人の交通費などの費用がかかる

(注2) 公証役場を通じて、遺言書の存在の有無を確認することができる